

平成26年第1回上里町議会定例会会議録第6号

平成26年3月18日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第33 請願・陳情について

日程第35 (町長提出議案第25号)平成26年度上里町一般会計補正予算(第1号)について

日程第36 (町長提出議案第26号)教育委員会委員の任命について

日程第37 (町長提出諮問第1号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第38 (町長提出諮問第2号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第39 (町長提出諮問第3号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第40 (町長提出諮問第4号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第41 (町長提出諮問第5号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第42 (選挙第15号)本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について

日程第43 (意見書第17号)県営上里西部土地改良事業に関する意見書(案)について

日程第44 (意見書第18号)大雪被害の財政支援を求める意見書(案)について

出席議員(12人)

1番	植原育雄君	3番	植井敏夫君
4番	高橋正行君	5番	納谷克俊君
6番	中島美晴君	7番	荒井肇君
8番	新井實君	9番	小暮敏美君
10番	沓澤幸子君	11番	高橋仁君
12番	伊藤裕君	13番	根岸晃君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	坂本正喜君
水道課長	須田孝史君	図書館長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時2分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）について、議案第26号 教育委員会委員の任命について、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の7件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）について、議案第26号 教育委員会委員の任命について、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の7件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第35 議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第35、町長提出議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、予算編成方針について御説明いたします。

去る2月14日から15日にかけての大雪は、かつて経験のない大雪となり、交通が遮断されるなど住民生活に大きな影響を及ぼし、住宅や農業施設にも大きな被害が発生したところでございます。本町では、大雪対策費用につきましては、道路をはじめ公共施設の除排雪費用や住宅被害に対する見舞金など、当面する費用を平成25年度一般会計補正予算（第4号）として編成し、2月15日に専決処分を行ったところでございます。今回の大雪被害では、町の主要産業であります農業のうち、パイプハウスや鉄骨ハウスなどが雪の重みに耐えられず、そのほとんどが倒壊するなど、甚大な被害を受けました。この農業災害に対しまして、国・県では農業被害者の支援策としてハウスの撤去、再建費用についての補助率のかさ上げなどの措置が発表されました。

本町におきましても、国・県と一体となって被災農業者を支援するため、営農再開の支援施策や農業生産力維持のための助成など、早急に実施するために平成26年度予算で対応することが必要との判断から、補正予算を編成することといたしました。

また、被害を受けた公共施設の一部修繕経費や本年度実施した公共施設の耐震化調査結果に基づき、緊急的な措置を行うための調査費につきましても、急を要することから、あわせて補正予算に加えるものといたしました。

次に、予算内容につきまして、説明をさせていただきます。

平成26年度上里町一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,249万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,339万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

次に、2ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は、1,088万7,000円の増額補正で、環境省所管の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用しているものでございます。内容といたしましては、今回の大雪により被災したパイプハウスなどの農業用施設の撤去に係わる廃ビニール、廃コンクリート等の処分費用につきまして、町が事業主体となり廃材処分などを行うことにより、国が2分の1、町が2分の1を負担するものでございます。

款15の県支出金は、4億8,908万円の増額補正で、農林水産省所管の経営体育成支援事業補助金をはじめ、県の補助制度であります農業災害対策特別措置事業補助金、農業災害資金利子補給補助金を活用していくものでございます。

内容につきましては、農業災害対策特別措置事業補助金は、埼玉県が定める条例に基づき、次期作の種苗や肥料、農薬などの購入をした場合に県が2分の1、町が2分の1を負担するものでございます。

経営体育成支援事業補助金は、施設の解体・撤去と再建・修繕の2種類のメニューとなっております。

初めに、解体・撤去ですが、倒壊した農業用ハウスなどの解体・撤去費につきまして、今後も営農していくことを前提として、国が定める標準的な単価で、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。

なお、パイプハウスの場合には、自力撤去であれば1平方メートル当たり110円、自力撤去以外であれば1平方メートル当たり290円となりまして、国が定める標準的な単価により、求められた額と実際にかかった経費を比較して、安価な金額を基本として補助金が算定されることとなります。

次に、再建・修繕ですが、国が定める標準的な単価や上限額の有無などにつきましては、詳細が不明な部分もありますが、被害前の施設と同程度の施設取得費用を国が2分の1を補助することとしています。これを受けまして、町といたしましては、5分の1を負担するものでございます。

なお、県につきましては、町と同じ負担を行うこととしていますので、5分の1を負担するものでございます。

農業災害資金利子補給補助金は、農業用ハウスなどの復旧に必要な資金のための融資を無利子化するための利子補給で、基準金利1.8%のうち、県が0.9%、町が0.9%を負担するものでございます。

款18繰入金金は、1億7,253万円の増額補正で、財政調整基金繰入金となっております、

歳入合計では、現予算に対し6億7,249万7,000円を追加し、84億2,339万7,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款3民生費は、469万2,000円の増額補正で、平成25年度で実施をいたしました耐震診断結果を受けて、早急な対応が必要な保育園舎につきまして緊急的な対応を行うため、仮設園舎建設に係わる立地場所を調査するなどの費用といたしまして370万円、上里東児童館の車止めの修繕、長幡児童館の軒部分の修繕費用といたしまして19万2,000円、大雪により相当以上の被害に遭った住居、物置等につきまして、災害見舞金を給付するため、80万円

をそれぞれ増額補正するものでございます。

款4 衛生費は、2,255万5,000円の増額補正です。補助事業の説明会などの出席に要する普通旅費として7,000円、災害廃棄物収集運搬処理に係わる消耗品費として15万円、大雪の被害によりビニールハウスなどの解体・撤去に伴う廃材処分を行うための災害廃棄物収集運搬処理委託費2,177万5,000円、集積場所において廃棄物の持ち込み者が被災農業者であるか否かを確認するための費用といたしまして、62万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

款5 農林水産業費は、6億4,412万8,000円の増額補正で、大雪に伴い、既に廃ビニールを処分している場合には、国の補助制度が活用できないことから、町と農協で処分費用を支援するための廃ビニール運搬助成事業補助金といたしまして77万円、補助事業の説明会などの出席に要する普通旅費として7,000円、被災農家が次期作の種苗や肥料、農薬などの購入費用を補助するための農業災害対策特別措置事業補助金といたしまして3,053万2,000円、被災したビニールハウスなどの解体・撤去と再建・修繕に係わる費用を補助するため、経営体育成支援事業補助金といたしまして6億1,263万9,000円、農業用ハウスなどの復旧に必要な資金のための融資を最長6年間無利子化するための農業災害資金利子補給補助金といたしまして18万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

款9 教育費は、112万2,000円の増額補正で、七本木小学校と神保原小学校のプールテラスとフェンスが大雪により破損したため、修繕費用といたしまして81万3,000円、上里中学校のプールテラスが破損したため、修繕費用といたしまして16万2,000円、図書館の駐輪場と車庫の修繕費用といたしまして14万7,000円をそれぞれ増額補正をするものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し6億7,249万7,000円を追加して、84億2,339万7,000円とするものでございます。

次に、3ページの第2表債務負担行為についてですが、農業災害資金利子補給は、先ほど御説明をいたしました農業用ハウスなどの復旧に必要な資金のための融資を無利子化するための上里町負担分でございます。

以上で、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第26号 教育委員会委員の任命について

議長（高橋正行君） 日程第36、町長提出議案第26号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

それでは、御提案を申し上げます。

議案第26号 教育委員会委員の任命について説明を申し上げます。

教育委員の定数に欠員が生じておるため、教育委員会委員の任命について御提案申し上げるものでございます。

提案は、教育委員会委員に大字五明293番地、清昌道、昭和22年9月7日生まれで現在66歳でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

清氏は、昭和45年3月に大学を卒業後、昭和45年4月から昭和48年3月までの3年間、社会福祉法人養護施設嘉美園にて勤務され、昭和48年4月から平成9年3月まで埼玉県社会福祉事業団に籍を置き、上里学園、花園学園、そして嵐山郷で勤務されておったところでございます。

町の役職等では長幡公民館長、長幡小学校教育評議員を歴任されております。現在は曹洞宗金剛寺住職、曹洞宗埼玉県第一宗務所人権擁護推進主事、社会福祉法人ほほえみ会理事長として活躍をされておるわけでございます。

つきましては、教育委員会委員として人格・識見ともふさわしく適任でありますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

たきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第37 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第39 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第40 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第41 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第37、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第38、町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第39、町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第40、町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第41、町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上の5件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、諮問第1号から諮問第5号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御提案申し上げました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の杉山悦子氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する杉山悦子氏について御紹介を申し上げます。

杉山悦子氏は、大字七本木2641に在住し、昭和21年1月31日生まれの68歳でございます。現在人権擁護委員2期目で、熊谷人権擁護委員協議会子ども人権委員を歴任後、現在、同協議会の常務委員、人権作文審査委員で活躍され、昨年12月からは民生委員・児童委員を務めております。杉山氏は、人権擁護活動に積極的に取り組まれ、また、人権問題にも詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたくここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の齊藤建一氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する齊藤建一氏について御紹介を申し上げます。

齊藤建一氏は、大字三町605番地の1に在住し、昭和24年5月4日生まれの64歳です。現在人権擁護委員1期目で、人権擁護委員として活動するとともに、地元の三町の行政区長も2年間歴任されております。現在は、児童養護施設であります社会福祉法人報徳至誠会の理事を務めております。齊藤氏は、人権擁護委員活動に積極的に取り組まれ、また、児童虐待や老人介護にまつわる問題に詳しいことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案を申し上げた次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現委員である根岸修一氏の任期が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として関根信夫氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する関根信夫氏につきまして、御紹介を申し上げます。

関根信夫氏は、大字嘉美1245番地の4に在住し、昭和25年12月8日生まれの現在63歳です。

高校を卒業後、長年にわたり上里町役場で勤務され、町の役職では、上里町青少年育成推進員として現在御活躍をされております。行政分野における長い経験を生かし、青少年問題に取り組むことができることから、人権擁護委員に適しており、推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに提案を申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

現委員である櫻井よし子氏の任期が6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として敷地友好氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する敷地友好氏について御紹介を申し上げます。

敷地友好氏は、大字忍保1654番地に在住で、昭和30年4月19日生まれの現在58歳です。高校卒業後、農業に従事しており、現在は農事組合法人埼玉産直センターの常任理事を務めておられ、また、町の役職には、平成24年から地元の行政区長としても活躍されており、人権問題に対する意識も高く、人権擁護委員に適していると考えておることから推薦をするものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

次に、御提案申し上げました諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

現委員である吉澤英彰氏の任期が本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として岩田博子氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する岩田博子氏について御紹介を申し上げます。

岩田博子氏は、大字金久保1517番地に在住で、昭和31年7月20日生まれの現在57歳です。長年の教員経験が豊富で、上里町でも長幡小学校や上里東小学校での勤務経験もございます。また、埼玉県作成の小・中学校生向けの人権教育冊子「はばたき」の編集委員で御活躍をされ、人権の意識向上に向けた取り組みもなされておりますので、人権擁護委員に適していると考えておることから推薦するものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御

提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

午前11時0分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

本庄上里学校給食組合議会議員の欠員に伴う選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙についての件、次に、荒井肇議員ほか2名から意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案についての件、次に、荒井肇議員ほか4名から意見書第18号 大雪被害の財政支援を求める意見書案についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙についての件、意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案についての件、意見書第18号 大雪被害の財政支

援を求める意見書案についての件、以上の3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第33 請願・陳情について

議長（高橋正行君） 日程第33、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております請願第9号 排水溝改修工事を求める請願についての件は、閉会中及び休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荒井肇議員。

〔総務経済常任委員長 荒井 肇君発言〕

総務経済常任委員長（荒井 肇君） 議席番号7番、総務経済常任委員長の荒井肇です。

請願第9号 排水溝改修工事を求める請願について、審査経過及び結果を報告いたします。

本請願には、議会請願と同時に町へ要望書が提出されており、本委員会には12月議会で付託を受け、その内容を審議し、12月議会でも継続審査として審議を続けてまいりました。

去る2月8日に委員会を開催し、担当課長の出席を求め、審議を行い、町へ提出された要望書の取り扱いや対応について説明を受け、本件の請願場所の将来的な排水計画の説明を受けました。

請願場所だけの改修では、下流地域が改修されなければ根本的な解決は困難であり、当面は請願場所の施設の排水枘の清掃や排水管の清掃等を行い、対応するとの説明がありました。また、この対応について、請願者にも説明するとのことでした。

また、今期定例会において委員会を開催し、請願について審査し、2月の委員会で説明を受けた請願者に対する説明や結果についての報告を受けました。

請願者に対する説明では、さきに述べましたように、請願場所は既設の排水枘の清掃や排水管の清掃を行い当面对応するとの町の説明に対して、請願者からは理解をいただいたとの報告がありました。

当委員会では、要望書と請願書の内容がすべて一致しており、さまざまな議論もあり、趣旨採択、みなし採択等々意見が出されました。また、要望書と請願が一緒に出された例はなく、既に要望書に対する説明において請願者の理解があれば、議会としてその対応は非常に困難なものであります。よって、継続審査といたしました。

議長（高橋正行君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び経過結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 総務経済常任委員長の御説明で、審議経過並びに結果報告につきましてよく理解できました。また、行政側から請願者に対しての説明もあり、納得をしていただいたということであります。

ただ、結果についてなんですけれども、審査の結果について、執行機関に出されている要望と議決機関に出されている請願書が同一内容であるということで、議会の対応云々という部分があったんですが、要望書は執行機関で、請願書は議決機関ということで、民主主義のルールといえますか、基本的な形として二代表制であるわけでありまして、間接民主主義、二代表制であるわけでありまして、同様の内容だとしても、議会としてはしっかりと結論を出していく必要があるのではなかろうかと私は思っておりますが、その辺について委員会としてはどのように議論をされたのかということが1点でございます。

また、請願を採択してそれを執行機関に送付いたしますと、その後の進捗状況等を問えるといえますか、どうなっているんだという説明を求めることができますと思いますので、採択をする意義というのはかなりあるのではないのかなと思っておりますが、その辺につきましても、委員会ではどのような議論をされたのか、2点についてお伺いをいたします。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長、荒井肇議員。

〔総務経済常任委員長 荒井 肇君発言〕

総務経済常任委員長（荒井 肇君） 納谷議員の質問に対してお答えいたします。

要望書と内容と違った対応で、要望者の理解があったということを踏まえて委員会を進めました。要望書、請願書が同時に提出の例がない、要望書は即刻担当課で処理が進むが、請願とは議会で付託されなければ審査が始まらない、このように進み方が違うわけでございます。それと、要望書の結果を踏まえると、請願書での審査結果は出せないようなこととなります。要望書と請願書に対する提出の調整等が必要ではないかということもあります。まず第一に、要望書の内容は変更されて、請願者が理解を示したということが一番であります。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 過去に例がないという報告でありましたけれども、住民は町執行機関に対して要望を出す、議会に対しても、こういう事情があって是非、議会のほうも採択をし

てほしいという、そういうどちらの機関に時期を外して出そうと、同時に出しても、それは一向に構わないことだと思います。

そして、町の説明を受けて、この場所だけを改修しても下流のほうを改修しないと無理なんですよということは、町の専門的にやった場合にそういう結果であったとしても、その地域の人たちの要望としては、ここを改修してほしいというその要望が理にかなっているかどうかということを議会は審査するんだと思います。

ですから、当面は下流のほうから改修したほうが望ましいから、排水柵の清掃等をしながらそういう段階的なものを踏んでいくということを執行部側は検討することは、それはそれでいいと思いますけれども、この請願に対して問題がなければ、議会としてはやはり改修したほうが望ましい箇所であるならば、採択というふうにするのが本筋ではないかなというふうに思います。

特に、この議会はこれでおしまいですので、継続審査ということはもう審議ができないわけではないですか。ですから、趣旨採択なり、この要望に対して問題がないのであれば、そういう形をとるほうが望ましかったのではないかなというふうに思いますけれども、その点について再度お願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長、荒井肇議員。

〔総務経済常任委員長 荒井 肇君発言〕

総務経済常任委員長（荒井 肇君） 請願者に対する説明で、排水柵の清掃や排水管の清掃等で理解を得たということで、要望書との内容と違った対応で、要望者の理解があったということで、委員会を進めてまいりました。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 請願第9号 排水溝改修工事を求める請願について、継続審査にすることについて、反対の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど同僚議員からの質問の中にもありましたとおり、本第15期議会につきましても、この定例会をもちまして議会が新しく改正になるという中で、そういう状況の中で継続という結論を出すのはいかがなものかなと、私、議員といたしまして思っておるところであります。請願の内容について、採択すべきものであるのかないのか、そこはしっかり、一度継続審査にした

わけですから、結論を出していくべきなのではないかと思っております。

また、その箇所だけ改修することによっては、改修できないよということであるのであれば、やはり下流域からの改修も含めた改修を進めていくということを前提に置いての採択、もしくは趣旨採択ということも考えられたのではないのかなと思うんです。継続した上での継続というところに、私はそこに賛同することはできないということで、反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第9号 排水溝改修工事を求める請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、継続審査にすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

日程第42 選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について

議長（高橋正行君） 日程第42、選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員には、6番中島美晴議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました6番中島美晴議員を、本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6番中島美晴議員が本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました6番中島美晴議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました6番中島美晴議員から、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 議席番号6番、中島美晴でございます。

ただいまの本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙におきまして、皆様の推薦をいただき、当選させていただきました。前任者の在任期間ではございますが、上里町議会選出の議員として子どもたちのために安全・安心な給食が提供できるよう、その責務を果たしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げまして、当選の承諾及び挨拶といたします。

日程第43 意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案について

議長（高橋正行君） 日程第43、意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

7番、荒井肇議員。

〔7番 荒井 肇君発言〕

7番（荒井 肇君） 議席番号7番、荒井肇です。

御提案を申し上げました意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案について説明いたします。

上里西部土地改良事業の事業開始時の説明では、白地は換地後も白地と説明され、土地改良事業に同意した地権者に対し、換地処分においては白地も青地になると説明を受けたとして、関係地権者からは陳情書も提出されたところであり、議会としても全員協議会で協議を行い、本件は県営事業であるため、県は対象地権者の方々から十分な意見等の聞き取りやさらに

説明会を行い、早期にこの問題が解決されるよう、町とともに努力されるよう強く県に対して要望する意見書を提出するものでございます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第17号 県営上里西部土地改良事業に関する意見書案についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44 意見書第18号 大雪被害の財政支援を求める意見書案について

議長（高橋正行君） 日程第44、意見書第18号 大雪被害の財政支援を求める意見書案についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

7番、荒井肇議員。

〔7番 荒井 肇君発言〕

7番（荒井 肇君） 議席番号7番、総務経済常任委員長の荒井肇です。

御提案申し上げました意見書第18号 大雪被害の財政支援を求める意見書案について説明いたします。

平成26年2月14日から15日にかけての大雪は、私たちがかつて経験をしたことのない降雪となり、町の基幹産業である農業に大きな被害をもたらしました。特に、農業用生産施設や農業施設の倒壊等により、町の農産物は壊滅的な状況にあり、今後の町農業に与える影響ははかり知れません。このような状況に、国・県はその対策について取り組まれているものの被災地、被災者に対しては具体的な方法等は明らかにしていません。議会としても全員協議会で説明を

受け、今回の被害は現地確認もしており、これまでの国や県、町の対応に対して被災農家が一番心配している補償の算定方法や農業従事者の生産意欲の低下や雪害を原因とする離農者が出ないようにするとともに、今回の被害が埼玉県北部を中心に児玉郡市での被害が多く発生しております。県北地域が一体となって災害対策本部を立ち上げることや被災された農家が新たな収穫により収入が得られるようになるまでの中長期的な生活再建支援や税制面について、支援を求める意見書を提出するものでございます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第18号 大雪被害の財政支援を求める意見書案についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

議長（高橋正行君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時28分閉会